

参考資料

1. 不正薬物の種類

不正薬物は、覚醒剤取締法に規定する覚醒剤、大麻取締法に規定する大麻、麻薬及び向精神薬取締法に規定するヘロイン・コカイン・MDMA・LSD等の麻薬及び向精神薬、あへん法に規定するあへんに分類されます。薬理作用の面からは、覚醒剤、コカイン及びMDMAが興奮作用型、大麻及びLSDが幻覚作用型、ヘロイン及びあへんが鎮静作用型として分類されています。向精神薬は中枢神経に作用して精神機能に影響を及ぼす物質（医薬品を含む）の総称であり、乱用されるおそれがあること等から規制されているものです。

不正薬物を継続使用した場合には、その種類により強弱はあるものの、次のような症状をもたらします。

耐性	薬物を継続使用するに従い、身体が不正薬物に慣れてくるため、1回の使用量を増加しなければ不正薬物の効果が生じないこと。
逆耐性	耐性とは逆に、不正薬物を継続使用するに従い、不正薬物に対する過剰反応が生じ、少量の使用であっても過敏な精神的症状を発現すること。
依存性	不正薬物の乱用者が、不正薬物を使用しなければ精神的又は肉体的に耐えきれない状態に陥ること。この依存性が生じた結果、不正薬物の効果が切れた際に現れる症状を禁断症状という。
フラッシュバック	不正薬物の乱用者が長期間にわたってその使用を中断した後であっても、一時的な不正薬物の再使用や酒酔い等を契機として乱用時の精神状態（幻覚や肉体的苦痛等）が発現すること。

不正薬物の乱用方法として、次の方法があります。

経口摂取	不正薬物を経口で服用し、胃や腸から吸収させる方法。
皮下注射	不正薬物の水溶液を皮下組織に注射し、毛細血管から吸収させる方法。
吸入・吸煙	不正薬物を直接鼻から吸入し、又は、不正薬物を燃焼させ、口あるいは鼻から吸煙して、肺を通じ血中に吸収させる方法。
静脈内注射	不正薬物を静脈に注射し、血中に吸収させる方法。

2. 主な不正薬物の製造方法・薬理作用等

種類	製造方法等	薬理作用・中毒症状・禁断症状等
覚醒剤	<p>麻黄等 ↓ エフェドリン</p> <p>化学薬品 ↓ フェニルアセトン</p> <p>メタンフェタミン ↓ メタンフェタミン</p> <p>アンフェタミン ↓ アンフェタミン</p>	<p>強い興奮作用を有し、気分発揚・爽快感・多弁などがみられるが、多量では急性錯乱状態など急性中毒症状が現れ、効果が切れると強い脱力・疲労・不快感等に陥る。急速に耐性（同じ効果を得るために薬物を増量しなければならなくなる。）を生じ、反復使用の結果、幻覚・妄想等の精神病症状の発現がみられる。なお、医療目的にはナルコレプシー（日中等に突然、短時間眠り込んでしまう症状）・各種の昏睡等の改善等の用途がある。</p> <p>〔主な用法：注射、吸煙、経口〕</p>
大麻	<p>大麻草（主成分：テトラヒドロカンナビノール(THC)） 乾燥大麻：葉や花穂を乾燥したもの 大麻樹脂：樹液を固めたもの 液体大麻：大麻草又は大麻樹脂から抽出した液状又はオイル状のもの</p>	<p>幻覚作用を有し、気分・情動・感覚・知覚などに変化をきたす。多量では急性中毒状態をきたし、しばしば幻覚・妄想などを伴う。中毒によってひどい禁断症状はみられないが、長期連用により幻覚・妄想・意識変容等の精神病症状の発現がみられる。</p> <p>〔主な用法：吸煙〕</p>
あへん モルヒネ ヘロイン	<p>けし ↓ あへん ↓ モルヒネ ↓ ヘロイン</p>	<p>あへん・モルヒネ・ヘロインについては、作用の強弱等に違いはあっても、本質的な作用はあへの主成分であるモルヒネの作用と異なるものではない。（ヘロインはモルヒネを化学的にアセチル化したものであり、即効性で作用も強い。）</p> <p>これらは抑制作用を有し、少量では鎮痛効果を現し、過量では急性中毒状態（呼吸抑制・昏睡等）をきたす。精神的には苦痛感が薄らぎ、心配や不安が消え陶酔感が生じる。反復使用により、身体的依存や耐性を生じるため、中断によって激しい禁断症状の発現がみられる。</p> <p>なお、医療目的には癌等における疼痛緩和等の用途がある。</p> <p>〔主な用法：あへん－吸煙、モルヒネ・ヘロイン－注射〕</p>
麻	<p>コカイン</p> <p>コカ葉 → コカペースト → コカイン</p>	<p>覚醒剤と類似の興奮作用を有し、効果が切れると落ち込んだ状態になる。反復使用の結果、幻覚・妄想等の精神病症状の発現がみられる。なお、覚醒剤と異なるのは、手足・局部を麻痺させる作用があることであり、医療目的には、局所麻酔の用途がある。</p> <p>〔主な用法：鼻からの吸引〕</p>
薬類	<p>MDMA (通称:エクスタシー) MDA (通称:ラブドラッグ)</p> <p>覚醒剤と似た化学構造を有し、化学薬品から合成される</p> <p>MDMA：化学名「N・α-ジメチル-3・4-（メチレンジオキシ）フェネチルアミン」の別名 MDA：化学名「α-メチル-3・4-（メチレンジオキシ）フェネチルアミン」の別名</p>	<p>MDMA と MDA の薬理作用は類似しており、これらは覚醒剤と類似の興奮作用を有し、視覚、聴覚を変化させる作用がある。情動面では陽気になる反面、不安や不眠に陥る場合もある。また、乱用により肝腎障害や記憶障害をおこし錯乱状態に陥ることがある。</p> <p>〔主な用法：経口〕</p>
LSD	<p>ライ麦に寄生する 麦角菌 → 麦角アルカロイド ↓ リゼルギン酸 → LSD</p> <p>LSD：化学名「リゼルギン酸ジエチルアミド」の別名。</p>	<p>強い幻覚作用を有し、主として知覚、ことに視覚領域を主とする多彩な幻覚をきたす。情動面では、陶酔感や陽気な気分から逆に不安な抑うつをきたすことがある。乱用により脳障害をおこし、精神病症状が残ったり、自殺傾向を生じる場合がある。</p> <p>〔主な用法：舌の上に置き、舐める〕</p>
マジックマッシュルーム (サイロシン又はサイロシピンを含有するきのこ)	<p>〔国内種で含有が判明しているもの〕 ヒカゲシビレタケ、ミナシビレタケ、アイセンボンタケ、ヤブシビレタケ、オシビレタケ、アイゾメシバタケ、シビレタケ、アイゾメヒカゲタケ、ワライタケ、ヒカゲタケ、センボンサイギョウガサ 〔海外種で含有が判明しているもの〕 Psilocybe subcubensis Guzman、Psilocybe tampanensis Guzman et Pollock</p>	<p>LSD と類似の幻覚作用を有し、精神依存性を有する。人に奇妙な気分・陶酔・思考困難・不安・幻視を含む幻覚・身体感覚変化・時間感覚変化等の精神変容作用を発現し、身体的には散瞳・体温上昇・脈拍過多・呼吸量上昇等をもたらす。乱用ないし中毒により、情動面の変化が激しくなり、凶暴化・攻撃行動・殺人・自殺を試みることがある。また、精神分裂病様作用が見られる。</p> <p>〔主な用法：経口〕</p>
向精神薬	<p>メチルフェニデート ピプラドロール ベモリン</p> <p>興奮作用を有し、ナルコレプシー等への医療用途がある。</p> <p>ブプレルフィン ペンタゾシン レフェタミン</p> <p>鎮痛作用を有し、術後や各種癌における疼痛緩和等の医療用途がある。</p> <p>トリアゾラム ニトラゼパム等</p> <p>催眠鎮静作用を有し、不眠症・麻酔前投薬等の医療用途がある。</p> <p>ジアゼパム アルプラゾラム等</p> <p>精神安定作用を有し、神経症等における不安・緊張等の緩和の医療用途がある。</p> <p>フェノバルビタール等</p> <p>抗てんかん作用を有し、てんかんの痙攣発作等への医療用途がある。</p>	<p>向精神薬は医療上広く使用されているが、医師等の監督のもとを離れて長期に濫用すると、やがて自ら使用を止めることが困難な状態となる。このような状態になると、怒りやすくなる・感情が不安定になる等の症状がみられ、中断により幻覚・妄想等が発現する。</p> <p>なお、向精神薬は各種の医療目的に用いられており、左のようなものがある。</p> <p>〔主な用法：経口〕</p>

3. 銃砲の種類

銃砲の種類は、銃砲刀剣類所持等取締法に規定する拳銃、小銃、機関銃、砲、猟銃その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）等に分類され、拳銃については、その形式上から、回転弾倉式（固定弾倉式、元折式、固定式）、自動装てん式等に分類されます。

銃砲は、以下の種類に分類されます。

拳銃	肩付けをせず、片手で保持して照準、発射できる形態を有し、人の殺傷に適するように製造されたもの。
小銃	1人で携帯して両手で保持し、肩付けをして照準、発射できる形態のもので、銃腔に腔旋（ライフル）が切っており、主として歩兵の戦闘に適するように製造されたもの。通常、着剣装置、遠距離射撃用の照尺、頑丈な銃床を有する。
機関銃	引き金を引いている間は、自動的に連続して弾丸を発射し得る機能を有し、短時間に多数の弾丸を発射し、戦闘に適するように製造されたもので、口径が20mm未満のもの。
砲	口径が20mm以上のもので、武器等製造法上、口径により、小口径砲（20mm以上40mm以下）、中口径砲（40mmを超え90mm未満）、大口径砲（90mm以上）、迫撃砲に区分され、使用目的により、高射砲、対戦車砲等に区分される。
猟銃	狩猟及び標的射撃に適するように製造された散弾銃、ライフル銃をいい、製造上の意図、銃の機能、その他の事情により小銃と区分される。
その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲	拳銃、小銃、機関銃、砲、猟銃には該当しないが、人畜を殺傷するに足る威力を持って、金属性弾丸を発射し得る機能を有する装薬銃砲すべてを含む。
空気銃	スプリング式空気銃、ポンプ式空気銃、圧縮ガス銃等、圧縮空気又は圧縮炭酸ガス等の膨張力により金属性弾丸を発射させるもの。

銃砲の要件は、次のとおりです。

- ① 金属性弾丸を発射する機能を有すること。
 - ・「金属性弾丸」とは、金属的性格を有するものであればよい。非金属性の物質であっても、金属と同程度の硬度、重量、衝撃力を有するものであれば足りる。
 - ・「発射する機能を有する」とは、現状のままで金属性弾丸を発射することができるものはもちろん、「故障のため一時銃砲としての機能に障害があっても、通常の手入れ又は修理を施せば、その機能を回復することができるもの」あるいは「その目的をもって製造されたものでなくとも、小許の加工又は改造により金属性弾丸を発射できるようになるもの」を包含する。
 - ・装薬又は圧縮空気（圧縮ガス）を用いるものであること。
- ② 人畜を殺傷することができる能力を有すること。

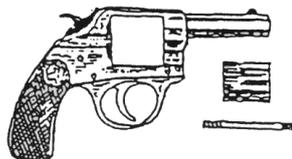
4. 拳銃の形式上の種類

(1) 回転弾倉式 (リボルバー)

銃身後方の枠型銃床に取付けた円筒型弾倉が撃鉄を起こすたびに弾倉回転子の作用で1コマずつ回転して弾倉の薬室を1つずつ順に銃身と一致して装てん実包を発射する構造で、機構上の特徴から3つに分けられる。

① 固定弾倉式 (ソリッド・フレーム)

固定枠型銃床に固定棒で弾倉を取付けた型式のもの。(初期の銃に多く見られる。現在では安物銃に採用されている。)

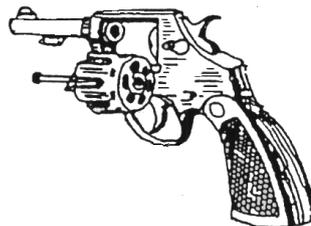


② 元折式 (ヒンジ・フレーム)



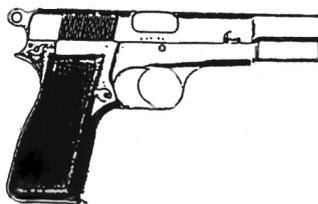
③ 固定式 (スイング・アウト・シリンダー)

固定枠型銃床から弾倉がクレーン式の構造で左側へ振り出すことができるもの。(固定式拳銃の大部分がこの型式である。)



(2) 自動式 (オートマチック)

機関銃のように連続発射される構造の完全自動式でなく、弾倉内の実包が引金を引く都度発射され、そのとき発生するガス圧の反動を利用して遊底 (銃身) を後退させて排きようし、同時に次弾を装てんするという一連の動作を行う拳銃のことで「自動装てん銃」又は「半自動式」ともいわれる。



5. 金地金密輸入の仕組み

金地金の密輸入は、消費税を申告・納付せずに国内に持ち込んだ金地金を国内の金地金買取業者に売却することによって、消費税額相当分を利益として獲得することを目的に行われていると考えられます。

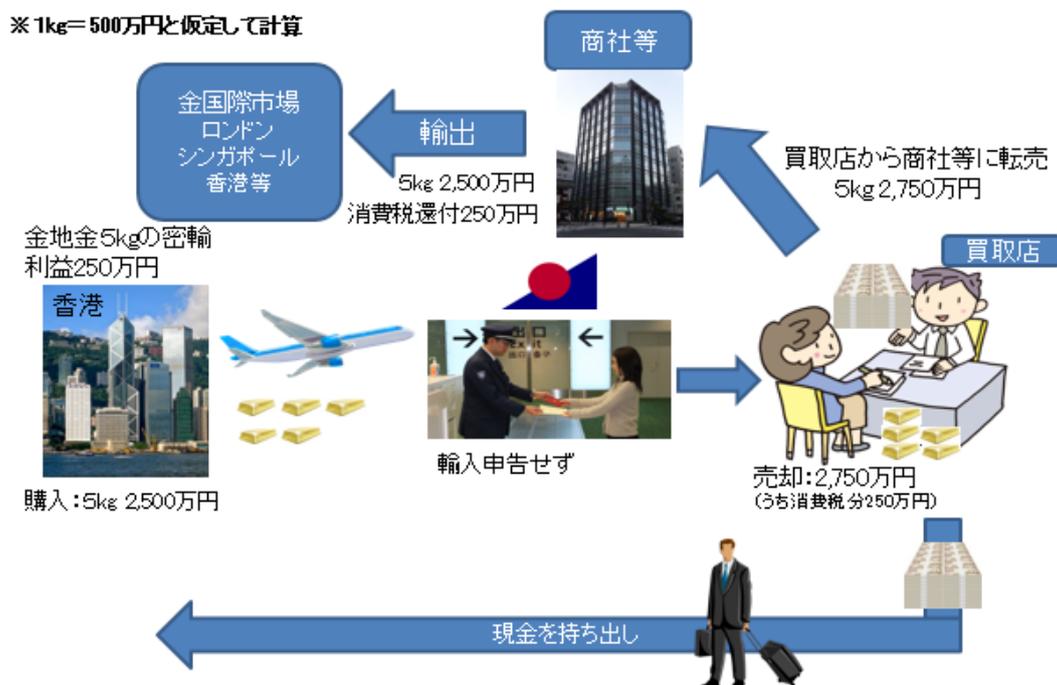
例えば、本体価格 500 万円/kgの金地金 5 kg（2,500 万円）を輸入する場合、本来であれば輸入時に税関で 250 万円（2,500 万円×10%）の消費税を納付する必要があります。しかしながら、密輸入を企てる者は、その消費税の納付を行うことなく、金地金を国内に持ち込みます。そうして密輸入した金地金を市中の金地金買取業者が消費税（250 万円）込みの価格で買い取ることによって、密輸入を企てる者は、この消費税相当分を利益として得ることとなります。

金地金の密輸入によって得られた利益については、国外に持ち出され、新たな金地金の購入資金に充てられているようです。そして、このような金地金の密輸入は、多くの場合、組織的に行われていると考えられます。

一方、金買取店が買い取った金地金は、その後は正規の流通経路に乗ることとなり、国内需要を上回る分は輸出され、国際的な金市場に還流していると考えられます。

このような仕組みで金地金の密輸入が行われているとすれば、密輸入を通じて得られた利益は、犯罪組織の資金源になっている可能性があると言えます。

金地金密輸入の仕組み（例）



6. 世界における密輸動向等

(1) 2021 年の不正薬物の密輸動向

「Illicit Trade Report 2021」(World Customs Organization:WCO、2022年6月発行)における我が国を取り巻く不正薬物の密輸動向(概況)は次のとおり。

- ・ 2021年の世界全体の不正薬物密輸事犯の摘発件数は、127カ国から報告され、73,307件と前年より30%減少した。摘発件数の内訳は、覚醒剤(メタンフェタミン)を含む向精神薬28%、アヘン系薬物20%、大麻・大麻製品(以下「大麻等」という。)18%、新精神活性物質¹(以下「NPS」という。)16%、コカイン13%、カート4%、及びその他1%であり、上位3薬種(向精神薬、アヘン系薬物及び大麻等)が全体の66%を占める。
- ・ 2021年の世界全体の不正薬物密輸事犯の摘発数量は、1,333トンと前年より9%減少した。薬種別にみると、覚醒剤(メタンフェタミン)を含む向精神薬及びコカインは、前年より増加し、それぞれ176トンと413トンとなった。他方、大麻等は前年より減少し、454トンとなった。
- ・ 摘発件数が増加する一方、摘発数量は減少していることから、不正薬物密輸事犯の小口化がみられる。この背景として、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴う電子商取引の増加を受け、密輸組織は各国当局の取締りを回避すべく少量・低額の密輸を試みている可能性がある。
- ・ 地域別にみると、米国を含む北米が世界の全摘発件数の58%(42,240件)、西欧が26%(19,087件)、中東が5%(3,707件)を占めており、上位3地域で世界の全摘発件数の89%を占める。摘発数量は、北米が33%(440トン)、西欧が31%(407トン)、南米が10%(132トン)を占めており、上位3地域世界の全摘発数量の73%を占める。国別摘発数量は、上位15カ国(米国、スペイン、ベルギー、サウジアラビア、オランダ、イタリア、英国、ドイツ、チリ、アイルランド、南アフリカ、ノルウェー、アルゼンチン、アラブ首長国連邦、オーストリア)で86%を占める。

(2) 我が国における主要薬物の世界における動向

① 覚醒剤等

- ・ 2021年の覚醒剤(メタンフェタミン)を含む向精神薬の摘発件数は20,523件、摘発数量は217トンであり、2020年と比較すると、摘発件数は5%の減少、摘発数量は13%の増加となった。
- ・ 摘発された向精神薬の種類は、我が国の主要薬物である覚醒剤(メタンフェタミン)が最も多く、次いでキャプタゴン、アンフェタミン、トラマドール、MDMAの順であった。
- ・ 上記5薬種の摘発数量について2020年と比較すると、覚醒剤及びキャプタゴンは増加したが、アンフェタミン、トラマドール及びMDMAは減少した。
- ・ 2021年の向精神薬の摘発件数が最も多い国は米国で、次いでアイルランド、オーストリア、ドイツ、アラブ首長国連邦の順であった。
- ・ 向精神薬の密輸ルートは、メキシコから米国へのルートが最も多く、その次に英国からアイルランドへのルー

¹ 新精神活性物質(NPS: New Psychoactive substances)とは、国連麻薬犯罪委員会発行の報告書「The challenge of new psychoactive substances 2013」において「1961年の麻薬に関する単一条約及び1971年の向精神薬に関する条約で規制されていないが公衆の健康を害するおそれがある物質」と定義されている物質である。一部の物質は我が国で麻薬、向精神薬又は指定薬物に該当するほか、危険ドラッグとして使用される物質もある。

トが多くなっている。

② 大麻等

- ・ 大麻等は、世界中で最も乱用されている不正薬物の一つである。2021年の摘発件数は13,483件、摘発数量は454トンであった。2020年と比較すると摘発件数は20%の増加、摘発数量は37%の減少となった。
- ・ 摘発された大麻の種類については、大麻樹脂及び乾燥大麻の合計で98%を占める。
- ・ 2021年の大麻等の摘発件数が最も多い国は米国で、次いでイタリア、スペイン、アイルランド、ドイツ順であった。
- ・ 大麻等の密輸ルートは、米国から英国へのルートが最も多く、その次に英国からアイルランドへのルートが多くなっている。

③ コカイン

- ・ コカインは主に、北米、南米及び欧州で乱用されている不正薬物である。2021年には9,613件、摘発数量は413トンであった。2020年と比較すると、摘発件数は36%の増加、摘発数量は27%の増加となった。
- ・ 2020年の摘発件数のうち、97%が粉末状のコカインであり、その他はコカ葉やコカイン水溶液等である。
- ・ 2021年のコカインの摘発件数が最も多い国は米国で、次いでオランダ、ドイツ、ペルー、チリの順であった。
- ・ コカインの密輸ルートは、ペルーから米国へのルートが最も多く、その次にメキシコから米国へのルートが多くなっている。

(3) その他の薬物 (NPS、カート)

① NPS

- ・ 2021年のNPSの摘発件数は11,787件、摘発数量は43トンであり、摘発件数が多い国は、米国、英国、アイルランド、オーストリア、及びノルウェーとなっている。
- ・ 摘発されたNPSの種類は、トリプタミンが最も多く、次いでケタミンが摘発されている。
- ・ NPSの密輸ルートは、ペルーから米国へのルートが最も多く、その次にスペインから米国へのルートが多くなっている。

② カート

- ・ カートはニシキギ科の灌木で、元々はエチオピア原産であるが、15世紀頃からイエメンを中心とするアラビア半島でも栽培されるようになった。同半島内では、カートは葉の部分を咀嚼し、アンフェタミンと同様の興奮作用や多幸感を得るために使用されている。カートに対する法規制は、国や地域によって異なり、欧州域内では半数強の加盟国で規制対象となっている。
- ・ 2021年の摘発件数は2,726件、摘発数量は183トンであり、2018年と比較すると、摘発件数は51.4%の減少、摘発数量は26.6%の増加となった。
- ・ 摘発件数が多い国は、英国、米国、ベルギー、サウジアラビア及びオランダの順となっている。
- ・ カートの密輸ルートは、ケニアから英国へのルートが最も多く、その次にイスラエルから英国及びイエメンからサウジアラビアへのルートが多くなっている。

7. 社会悪物品の摘発実績

種類	年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	前年比
覚醒剤	件	169	425	72	95	300	316%
	kg	1,159	2,587	811	1,014	567	56%
大麻	件	218	242	204	199	148	74%
	kg	156	82	126	153	431	282%
大麻草	件	128	110	86	94	55	59%
	kg	143	61	49	22	315	14.5倍
大麻樹脂等	件	90	132	118	105	93	89%
	kg	13	21	76	132	117	89%
麻薬	件	225	209	167	233	232	100%
	kg	161	656	822	61	131	216%
	千錠	32	61	90	133	78	59%
コカイン	件	58	52	27	34	28	82%
	kg	153	638	820	14	48	331%
MDMA等	件	59	67	74	81	96	119%
	kg	5	0	2	30	46	152%
	千錠	32	61	90	130	78	60%
	件	8	5	2	-	-	-
ヘロイン	kg	1	17	0	-	-	-
	件	100	85	64	118	108	92%
その他麻薬	kg	2	0	1	16	37	233%
	千錠	1	0	0	3	0	4%
	件	38	6	2	6	16	267%
向精神薬	kg	0	-	-	0	0	403%
	千錠	26	0	1	1	2	119%
	件	-	-	-	1	-	全減
あへん	kg	-	-	-	4	-	全減
	件	221	165	300	302	348	115%
指定薬物	kg	17	14	169	19	17	87%
	件	871	1,047	745	836	1,044	125%
合計	kg	1,493	3,339	1,928	1,251	1,147	92%
	千錠	58	61	91	134	80	59%
	万回	4,427	10,957	5,530	3,577	2,239	63%
銃砲	件	8	-	3	1	5	500%
	丁	10	-	3	1	6	600%
うち拳銃	件	7	-	3	1	5	500%
	丁	9	-	3	1	6	600%
拳銃部品	件	1	-	-	1	3	300%
	点	1	-	-	1	5	500%

- (注)
1. 令和元年は、平成31年1月から令和元年12月を示す。以下同じ。
 2. 税関が摘発した密輸事件のほか、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。
 3. 覚醒剤は、覚醒剤及び覚醒剤原料の合計を示す。
 4. 大麻樹脂等は、大麻樹脂のほか、大麻リキッド・大麻菓子等の大麻製品の合計を示す。
 5. MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計を示す。
 6. その他麻薬には、ケタミン・LSD等が含まれる。
 7. (参考)使用回数は、以下の不正薬物について、乱用者の通常の一回分使用量をもとに換算し、合計したものである。
(覚醒剤：0.03g、大麻草：0.5g、大麻樹脂：0.1g、あへん：0.3g、ヘロイン：0.01g、コカイン：0.03g、MDMA等及び向精神薬：1錠)
 8. 端数処理のため数値が合わないことがある。
 9. 数量の表記について、「0」とは500gまたは500錠未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。
 10. 令和4年の数値は速報値である。

8. 不正薬物の密輸形態別摘発件数

(件)

形態別	年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年		
							前年比	構成比
航空機旅客による密輸		243	389	70	24	94	392%	9%
国際郵便物を利用した密輸		557	520	567	689	724	105%	69%
商業貨物を利用した密輸		58	127	108	123	223	181%	21%
	航空貨物	46	121	95	108	207	192%	20%
	海上貨物	12	6	13	15	16	107%	2%
船員等による密輸		13	11	-	-	3	全増	0%
合計		871	1,047	745	836	1,044	125%	100%

(注) 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客等を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。

9-1. 覚醒剤の密輸形態別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

形態別	年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年		
							前年比	構成比
航空機旅客による密輸		91	229	23	5	43	860%	14%
		160	427	54	35	101	292%	18%
国際郵便物を利用した密輸		52	85	23	33	127	385%	42%
		50	188	14	62	119	191%	21%
商業貨物を利用した密輸		23	109	26	57	130	228%	43%
		948	367	743	917	347	38%	61%
	航空貨物	13	107	20	50	127	254%	42%
		22	325	103	266	319	120%	56%
	海上貨物	10	2	6	7	3	43%	1%
		926	43	639	650	28	4%	5%
船員等による密輸		3	2	-	-	-	-	-
		0	1,605	-	-	-	-	-
合計		169	425	72	95	300	316%	100%
		1,159	2,587	811	1,014	567	56%	100%

(注) 1. 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客等を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。

2. 端数処理のため数値が合わないことがある。

3. 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

9-2. 覚醒剤の仕出地別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

仕出地	年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	構成比	合計
アジア		85	204	29	30	101	34%	449
		1,031	283	153	588	137	24%	2,192
マレーシア		22	69	4	11	17	6%	123
		63	107	14	69	52	9%	305
タイ		18	87	7	7	22	7%	141
		174	87	120	13	39	7%	433
ベトナム		4	4	8	4	19	6%	39
		3	4	3	4	4	1%	19
中国（香港・マカオを含む）		11	4	4	3	6	2%	28
		404	3	11	445	8	1%	871
中国		6	1	1	1	3	1%	12
		157	0	2	15	6	1%	180
香港		5	2	3	2	3	1%	15
		247	1	9	430	2	0%	689
マカオ		-	1	-	-	-	-	1
		-	2	-	-	-	-	2
フィリピン		1	10	-	2	6	2%	19
		2	16	-	0	4	1%	22
ラオス		3	9	1	1	8	3%	22
		3	36	2	3	16	3%	61
パキスタン		-	-	-	1	6	2%	7
		-	-	-	49	0	0%	49
韓国		4	4	-	1	11	4%	20
		8	5	-	5	2	0%	20
台湾		9	6	4	-	-	-	19
		345	0	1	-	-	-	346
カンボジア		7	4	-	-	-	-	11
		21	10	-	-	-	-	31
中東		4	24	7	6	28	9%	69
		4	109	28	64	127	22%	332
トルコ		2	11	2	3	6	2%	24
		3	15	6	16	16	3%	56
アラブ首長国連邦		1	9	2	2	10	3%	24
		1	23	16	45	93	16%	178
イラン		-	4	2	1	2	1%	9
		-	70	4	3	0	0%	77
アフリカ		7	19	5	8	33	11%	72
		54	70	259	34	68	12%	485
南アフリカ		2	7	4	6	13	4%	32
		4	14	258	18	43	8%	337
ガーナ		-	-	-	1	-	-	1
		-	-	-	10	-	-	10
ナイジェリア		1	9	-	1	4	1%	15
		15	47	-	6	3	0%	70
欧州		28	43	10	24	40	13%	145
		18	47	14	35	87	15%	201
イギリス		5	14	3	9	16	5%	47
		11	9	8	13	33	6%	74
オランダ		10	3	2	5	3	1%	23
		0	0	0	0	0	0%	0
フランス		-	3	-	4	4	1%	11
		-	4	-	6	6	1%	17
ドイツ		7	7	1	2	5	2%	22
		4	12	0	10	25	4%	51
ベルギー		5	1	1	2	5	2%	14
		0	2	6	1	15	3%	24
ウクライナ		-	-	-	1	-	-	1
		-	-	-	0	-	-	0
アイルランド		-	-	-	1	-	-	1
		-	-	-	4	-	-	4
北米		34	111	12	19	83	28%	259
		43	336	245	83	127	22%	833
米国		26	61	9	14	58	19%	168
		37	126	1	75	68	12%	307
カナダ		8	50	3	5	25	8%	91
		5	209	244	8	59	10%	526
中南米		9	22	9	8	15	5%	63
		9	138	111	209	22	4%	490
メキシコ		9	22	9	8	13	4%	61
		9	138	111	209	21	4%	489
オセアニア		-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-
不明		2	2	-	-	-	-	4
		0	1,605	-	-	-	-	1,605
合計		169	425	72	95	300	100%	1,061
		1,159	2,587	811	1,014	567	100%	6,137

- (注) 1. 端数処理のため数値が合わないことがある。
 2. 仕出地の内訳は、主だった国、地域を記載している。
 3. 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

10-1. 大麻の密輸形態別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

形態別	年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	構成比	
							前年比	構成比
航空機旅客による密輸		49	60	21	6	26	433%	18%
		92	28	0	10	3	28%	1%
国際郵便物を利用した密輸		148	167	144	159	83	52%	56%
		45	49	77	80	44	55%	10%
商業貨物を利用した密輸		19	11	39	34	39	115%	26%
		19	5	48	63	385	607%	89%
航空貨物		19	10	36	27	34	126%	23%
		19	5	48	63	84	133%	20%
海上貨物		-	1	3	7	5	71%	3%
		-	0	0	0	301	11247倍	70%
船員等による密輸		2	4	-	-	-	-	-
		0	0	-	-	-	-	-
合計		218	242	204	199	148	74%	100%
		156	82	126	153	431	282%	100%

- (注) 1. 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客等を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。
 2. 端数処理のため数値が合わないことがある。
 3. 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

10-2. 大麻草の仕出地別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

仕出地	年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	構成比	合計
アジア		20	11	15	7	16	29%	69
		6	0	38	7	7	2%	59
中東		2	-	-	-	1	2%	3
		0	-	-	-	0	0%	0
アフリカ		-	-	-	3	-	-	3
		-	-	-	2	-	-	2
欧州		33	29	21	30	14	25%	127
		3	1	3	1	1	0%	8
北米		70	66	50	52	22	40%	260
		133	61	8	12	307	98%	521
中南米		2	1	-	-	1	2%	4
		1	0	-	-	0	0%	1
オセアニア		1	1	-	2	-	-	4
		0	0	-	0	-	-	0
不明		-	2	-	-	1	2%	3
		-	0	-	-	0	0%	0
合計		128	110	86	94	55	100%	473
		143	61	49	22	315	100%	590

- (注) 1. 端数処理のため数値が合わないことがある。
 2. 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

10-3. 大麻樹脂等の仕出地別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

仕出地	年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	構成比		合計
							構成比	合計	
アジア		6	13	1	3	18	19%	41	
		0	9	0	0	23	20%	32	
アフリカ		-	-	-	-	-	-	-	
		-	-	-	-	-	-	-	
欧州		17	31	8	10	3	3%	69	
		1	2	0	1	1	0%	3	
北米		67	87	108	89	70	75%	421	
		12	10	76	131	93	80%	323	
米国		65	80	101	86	59	63%	391	
		12	10	66	125	79	67%	292	
中南米		-	1	-	-	-	-	1	
		-	0	-	-	-	-	0	
オセアニア		-	-	1	2	-	-	3	
		-	-	0	0	-	-	0	
不明		-	-	-	1	2	2%	3	
		-	-	-	0	0	0%	0	
合計		90	132	118	105	93	100%	538	
		13	21	76	132	117	100%	359	

- (注) 1. 端数処理のため数値が合わないことがある。
 2. 仕出地の内訳は、主だった国、地域を記載している。
 3. 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(参考) 関税法(注)違反事件の犯則態様別処分件数

【告発】

(件)

犯則態様	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	構成比	
						前年比	構成比
禁制品輸出入事犯	385	514	295	278	272	98%	98%
関税脱税事犯	3	1	2	1	-	全減	-
無許可輸出入事犯	46	25	14	4	4	100%	1%
虚偽申告輸出入事犯	3	7	4	5	1	20%	0%
その他	3	-	-	-	-	-	-
合計	440	547	315	288	277	96%	100%

【通告処分】

(件)

犯則態様	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	構成比	
						前年比	構成比
禁制品輸出入事犯	118	122	80	84	163	194%	56%
関税脱税事犯	53	45	21	19	21	111%	7%
無許可輸出入事犯	929	545	129	56	103	184%	35%
虚偽申告輸出入事犯	7	6	6	6	1	17%	0%
その他	7	1	15	-	5	全増	2%
合計	1,114	719	251	165	293	178%	100%

- (注) 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律」を含む。

11. 各知的財産権の概要

	保護客体	権利の発生及び期間	税関の主な差止事例
特許法 (特許権)	・発明（自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの） (1条、2条)	・設定の登録により発生 (66条) ・特許出願の日から原則として20年(67条)	・インクカートリッジ（セイコーエプソン） ・トナーカートリッジ（リコー） ・スマートフォン等のグリップ・スタンド（ポップソケッツリミテッドライピリティカンパニー）
実用新案法 (実用新案権)	・物品の形状、構造又は組合せに係る考案（自然法則を利用した技術的思想の創作）（1条、2条）	・設定の登録により発生 (14条) ・実用新案登録出願の日から10年(15条)	・クリーニングワイパー（花王） (※過去の事例であり、現在は権利無し)
意匠法 (意匠権)	・意匠（物品の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合、建築物の形状等又は画像であって、視覚を通じて美感を起させるもの）（1条、2条）	・設定の登録により発生 (20条) ・意匠登録出願の日から25年(21条)	・美容用ローラー（MTG） ・イヤホン（アップル）
商標法 (商標権)	・商標（人の知覚によって認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの（標章）であって、業として商品を生産し、証明し、譲渡する者がその商品について使用をするもの等）（1条、2条）	・設定の登録により発生 (18条) ・設定の登録の日から10年(19条)※更新可	・バッグ、財布、衣類等の偽ブランド品 ・バイアグラ等の偽造医薬品
著作権法 (著作権)	・著作物（思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの） (1条、2条)	・創作により発生（51条1項） ・原則として著作者の死後70年(51条2項) ・映画の著作物は公表後70年(54条)	・アニメ等のキャラクターグッズ ・海賊版DVD（映画、ドラマ、エクササイズ用等）

	保護客体	権利の発生及び期間	税関の主な差止事例
(著作隣接権)	<ul style="list-style-type: none"> ・実演（著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演ずること。これらに類する行為で、著作物を演じないが芸術的な性質を有するものを含む。） ・レコード（蓄音機用音盤、録音テープその他の物に音を固定したもの。音を専ら影像とともに再生することを目的とするものを除く。） ・放送（公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う無線通信の送信） ・有線放送（公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う有線電気通信の送信）（1条、2条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・実演等を行った時に発生（101条1項） ・実演等が行われた日の属する年の翌年から起算して70年又は50年（101条2項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外頒布用CD
半導体集積回路の回路配置に関する法律（回路配置利用権）	<ul style="list-style-type: none"> ・回路配置（半導体集積回路における回路素子及びこれらを接続する導線の配置）（1条、2条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・設定登録により発生（10条1項） ・設定登録の日から10年（10条2項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・差止事例なし
種 苗 法（育成者権）	<ul style="list-style-type: none"> ・品種（重要な形質に係る特性の全部又は一部によって他の植物体の集合と区別することができ、かつ、その特性の全部を保持しつつ繁殖させることができる一の植物体の集合）（1条、2条2項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・品種登録により発生（19条1項） ・品種登録の日から25年、永年性植物については30年（19条2項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・シャインマスカット（国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構）

不正競争防止法で輸出入が規制されている物品の概要

	内容	物品例
周知表示混同惹起品 (第2条第1項第1号)	需要者の間で知られている他人の商品等表示(周知表示)と同一又は類似の表示を使用して、他人の商品と混同させるもの	・大阪の有名料理店の看板と類似した看板(例:有名かに料理店の名物「動くかに看板」と類似した「かに看板」)
著名表示冒用品 (第2条第1項第2号)	需要者に限られず全国的に広く知られている他人の商品等表示(著名表示)と同一又は類似のものを勝手に用いて作られたもの(混同の惹起は不要)	・ビタミン剤として著名な商品の商品名と類似の商品名を使用したビタミン剤 (例:著名な「アリナミンA25」と類似する商品名の「アリナビック25」)
形態模倣品 (第2条第1項第3号)	特徴のある他人の商品の形態を真似て作られたもの(ラベル等の「表示」は不要)	・形に特徴のある有名な玩具を模倣し同様の形をした玩具(例:「たまごっち」の形態を模倣した「ニュータマゴウォッチ」)
営業秘密侵害品 (第2条第1項第10号)	営業秘密の不正使用により生産されたもの(そのことを知っている者が輸出入する場合に限る)	・不正に取得した製造プロセスに関する技術を使用して、製造された製品(例:新日鉄住金の高機能鋼板(方向性電磁鋼板)の製造プロセスを不正に取得・使用して製造された鋼板)
技術的制限手段無効化装置 (第2条第1項第17号、第18号)	コンテンツを暗号化することにより正当に許諾を受けた者以外の視聴等を制限する手段(アクセスコントロール)等を無効化する機器	・違法ダウンロードソフトによるゲーム機の使用を可能とする装置(例:マジコン) ・コンピューターゲームのデータを編集可能とする装置(例:セーブエディター)

(注) 不正競争防止法違反物品については、同法の保護を受けることができる者や物品が明確でない場合が想定されることから、税関における適正な執行を確保するため、差止申立てを行う者は、申立てに係る侵害の事実が疎明するに足りるか等について経済産業大臣の意見又は認定を求め、その意見又は認定の内容が記載された書面を税関長に提出しなければならない。